

企業の資金調達の円滑化に関する協議会・平成18年度の成果

項 目	成 果
資本市場・ 企業金融関連	<p>○当協議会は総合研究開発機構（NIRA）主催の包括研究会（座長：神田秀樹東京大学大学院法学政治学研究科教授）に協同参画し、「東アジア地域の金融市場の一体性確立に向けての戦略ビジョン」研究を行っており、その分科会として「クロスボーダー・キャッシュマネジメント研究」を実施している。</p> <p>平成18年9月6日には米国 General Electric（GE）社のご協力を得てフォーラムを開催し、日本資本市場協議会犬飼事務局長による「わが国企業資金調達の課題」と題した講演の後、GE社の Deputy Treasurer の方から同社のグローバル・ファンディング戦略についてご講演をいただき、その後活発な質疑応答が行われた。</p> <p>また、同9月26日にはキャッシュマネジメントをテーマとした一連のフォーラムの総集編として位置付けたフォーラムを六本木アカデミーヒルズにて開催し、事業会社の財務関係者を中心に多くの方々のご参加をいただいた。当日は、犬飼事務局長による総括報告および問題提起の後、本邦企業として初めて SWIFT 利用を含めたグローバル財務管理の体制を確立した松下電器産業(株)のケース紹介や、SWIFT の企業向け利用例の最新動向等が紹介された。</p> <p>両セミナーを通じ、キャッシュマネジメントの取組みにおいて先端を走る企業の事例や GCMS 導入のメリット、課題等につき幅広く認識してもらった。また、当協議会としても今後高度なキャッシュマネジメントを推進していく上で意義深い取組みであった。</p> <p style="text-align: right;"><詳細：参考1、2> (NIRA 開催：平成18年9月6日) (六本木アカデミーヒルズ開催：平成18年9月26日)</p> <p>○我が国企業が会社法（日本法）を準拠法として海外で起債する場合には、会社法（旧商法）および法務省担当官の解釈により、社債管理会社を設置することとされているところ、コスト削減等の観点から、従来、我が国企業の多くは社債管理会社ではなく財務代理人を設置し、かつ、英国法準拠で外債を発行してきた。しかしながら、その際、外国の弁護士費用等の追加コストを払い、また、先進国で唯一、自国法を準拠法とせず外債を発行してきたことから、会社法上の社債管理会社必置原則が外債発行の制約とならないようにするべく、法務省に対し、会社法施行規則の改正を要望し、もって</p>

資本市場・
企業金融関連

自国法（会社法）による外債発行および一層のコスト削減を可能にすることを企図した。具体的には、社債管理会社設置を必要としない場合の特例として、「社債要項などにおいて、社債発行地の慣行に従った、プロの投資家以外への販売制限などの契約上の制度対応が明確にとられている場合」を会社法施行規則に追加する、というものである。

これに対し、本要望提出時の法務省担当官は、当方からの要望内容の必要性について理解を示していただき、後任の担当官には対処を要する事項として引き継がれている。このため、今後も引続き要望の実現に向けて必要な対応をしていきたい。

なお、本要望は、平成 15 年 12 月および平成 17 年 12 月に法務省に対し、会社が海外において社債を発行する場合、社債管理会社設置を任意とすることを会社法施行規則に追記する旨要望していたことをもとにしている。

＜詳細：資料 8＞
（要望書提出：平成 18 年 11 月）

○社債・株式発行による資金調達時や外債発行のための MTN（ミティエム・ノート）プログラムの年次更新時等に、発行企業の財務状況等の適正性について会計監査人が事務幹事証券会社に提出する書類（コンフォートレター）について、金融機関や日本証券業協会からヒアリングを実施した上で、日本公認会計士協会と日本証券業協会との合意文書であるコンフォートレター要綱の改正案に対し、証券会社は発行企業から同レターを受領することにより有価証券届出書等の虚偽記載等についての証券取引法上の注意義務を果たした証としていること等の理由から、同レターの発行による受益者には発行会社だけではなく証券会社も含まれるとの考え方に基き、同レターの作成に係る費用は当事者間の協議において支払いに同意する者が負担すべきであり、作成業務契約書において費用を発行会社が負担すると定める項目の削除を求めた。

これに対し、後日日本公認会計士協会が公表したコンフォートレター作成業務契約書において、同レターの作成に係る報酬及び経費の項目において、「本報酬及び経費の詳細については、発行会社、事務幹事証券会社及び受託者の間で別途協議することができる。」との文言が新たに加えられた。

＜詳細：資料 9＞
（要望書提出：平成 19 年 2 月）

資本市場・
企業金融関連

○(株)証券保管振替機構 CP 小委員会において、同機構加入者・投資家サイドより、短期社債の銘柄情報を従来の FAX 受領や同機構接続端末による目視確認ではなく、データ形式で受領・保持することで、迅速かつ正確な決済管理を可能にしたいとのシステム改善要望が提出されたため、当協議会会員企業に対して短期社債の銘柄情報の一括提供の可否についてアンケート調査を行い、発行体の意見を集約した上で、同機構へ報告した。

これに対し、同機構は2年後より、短期社債の銘柄情報の利用を管理業務に限定する旨の念書を提出した企業に対してのみデータを一括提供する方針とした。これは、当協議会のアンケート結果において、短期社債の銘柄情報に係る全項目のデータ一括提供を可能としてよいとの回答が最も多かったものの、取引当事者以外へのデータ流出を懸念してデータ一括提供不可とする意見も複数あったことも勘案していた結果である。

＜詳細：資料 10＞
(アンケート結果提出：平成 19 年 2 月)

○日本銀行が短期金融市場の機能に関する意見募集を実施したことに対し、金融機関のみならず事業会社も含めて広く意見を募った今回の機会を日銀の政策に事業会社の視点・要望を反映してもらおう一つの好機と捉え、米国 CP 市場と同様に国内 CP 市場が日々の資金繰りの調整弁として利用可能となるよう、「T+0」の実現に向けた市場慣行面での検討や国債と同レベルの資金流動性手当をを目指したインフラ整備、また、事業法人、金融機関及び公共機関等の市場参加者が市場横断的に市場運行上の課題解決に向けた協議を行う場の設定等を要望した。

これに対し、日本銀行は平成19年6月に意見募集の結果を公表し、この結果を日本銀行自身の今後の取組みに役立てていく方針とするとともに、この結果が市場参加者間の認識の共有や、個社の対応を検討していく際の参考として役立つことを期待しているとしている。

＜詳細：資料 11＞
(意見書提出：平成 19 年 4 月)

資本市場・
企業金融関連

○昨年5月の総合研究開発機構（NIRA）提言「アジア共同国際債（アジアボンド）市場の創設提言—アジアボンド発行市場へのロードマップ—」において、アジア域内の貯蓄を域内中心に循環させるための、域内で自己完結可能な域内金融資本市場を創出・育成し、もって域内企業をはじめとする市場参加者による金融資本市場取引の円滑化を目指すため、アジア資本市場協議会（CMAA, Capital Markets Association for Asia）の設立が提言され、予てより本研究・提言活動に協同参画してきた当協議会は、CMAA 設立に向けて、国内外の主要関係者・実務家との会合やフォーラムの開催、研究・提言活動に尽力した。

当協議会におけるアジア債券市場に係る研究活動の成果は商業出版された「アジア域内国際債市場創設構想」の中に反映される形で取り纏められることとなった。

また、平成19年6月19日、クオンタムリープ株式会社代表取締役（元ソニー株式会社最高顧問）出井伸之氏を会長、松本法律事務所松本啓二氏を副会長、NIRA 主席研究員犬飼重仁氏を事務局長とし、その趣旨に賛同した証券会社、格付会社、事業会社（当協議会会員企業を含む）が個人メンバーとして参画する体制で、アジア資本市場協議会が設立された。今後、開示部会、準抛法・引受契約部会、決済部会等、7つの部会において研究活動を開始する予定としている。

＜詳細：別冊「アジア域内国際債市場創設構想」
（アジア資本市場協議会設立：平成19年6月19日）＞

○ユーロMTN（ディファーマー・ノート）プログラムについては、更新の際のコンフォートレターの取得が困難であることや、国際会計基準との差異説明のための書類作成が負担になっていることなど、様々な問題が会員企業から指摘されていたため、昨年7月および12月に金融機関からゲストスピーカーを迎え、海外および国内におけるMTNプログラム更新に係る最新の動向をご説明いただき、企業財務の現場における実務の参考としていただいた。また、本年5月に金融庁と日本の社債市場の課題について意見交換を行い、直接金融を取り巻く様々な課題について企業側の問題意識を当局に認識していただく良い機会となったが、当意見交換会においても、会員企業より、同プログラムや国内債に係る発行登録制度について様々な問題点が指摘された。これを受け、当協議会では本年6月、MTNプログラムおよび発行登録制度に係るアンケートを実施した。

当協議会では、本アンケート結果に基づき、金融庁に対して

<p>資本市場・ 企業金融関連</p>	<p>企業の現場が抱える課題を伝えるとともに、制度改善提案を行い、企業が資金調達をする上で使い勝手がよくなるような具体的な手当てを実施してもらおうべく、今後積極的に働きかけを行っていくこととしている。</p> <p style="text-align: right;">＜詳細：資料 12＞ (アンケート実施：平成 19 年 6 月)</p>
-------------------------	---

<p>企業年金関連</p>	<p>○昨年の定例総会において、新企業年金法に関する大方の制度対応は一応節目をつけたと考えられることから、企業年金委員会を一旦解消するものの、個別の課題への対応や会員企業間の情報共有のため、適宜座談会等を設けることとし、これに基づき、昨年11月に第1回の年金関係座談会を開催した（第3回まで開催）。また、当協議会会員企業の年金に関する要望等を把握するため、企業年金制度に関するアンケートを実施することとし、当座談会においてアンケート項目の検討を行い、本年1月にアンケート調査を実施し、多くの貴重なご意見・ご要望をいただいた。</p> <p>今後、本アンケート結果に基づき当座談会にて要望書を取り纏め、厚生労働省、財務省、金融庁にそれぞれ企業年金制度、税制、会計制度に係る要望書を提出し、その実現に向けて働きかけを行っていく予定としている。</p> <p style="text-align: right;">＜詳細：資料13＞ （アンケート実施：平成19年1月）</p>
---------------	---

<p>税制改正関連</p>	<p><u>1. 証券関連税制</u></p> <p>○特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例（エンジェル税制）の拡充（①特定中小会社が発行した株式に係る課税所得等の2分の1課税の適用期限の2年延長、②特定中小会社の要件の緩和（現行の研究者数の要件に開発者数の要件（設立後1年未満）を追加、現行の試験研究費等の要件に開発者数の要件（設立後1年以上2年未満）・売上高成長率の要件（設立後2年以上5年未満）を追加）） <詳細：資料7></p> <p>○上場会社等による自己株式の公開買付けを行う場合のみなし配当課税の免除措置の延長 <詳細：資料7></p> <p><u>2. 企業経営効率化関連税制</u></p> <p>○減価償却制度の見直し（償却可能限度額及び残存価額の廃止、加速度償却（250%定率法）の導入） <詳細：資料7></p> <p>○環境税等の導入反対 <詳細：資料7></p> <p style="text-align: right;">（要望書提出：平成18年9月） （税制改正大綱発表：平成18年12月）</p>
---------------	---